

大和村定員管理適正化計画

令和4年4月

鹿児島県大和村

目 次

- 1 計画の趣旨
- 2 職員数の現状
 - (1) 部門別職員数
 - (2) 年齢別職員数
 - (3) 類似団体との比較
- 3 定員管理適正化計画の内容
 - (1) 計画期間
 - (2) 基本方針
 - (3) 適正化方法
 - (4) 目標値

1 計画の趣旨

本村では、平成17年度に集中改革プランを策定し、財政健全化に向け徹底した歳出削減、事務事業の見直し等による効率的な行政運営の推進と併せて職員数の削減による総人件費の削減に努めてきました。

結果、平成17年度84人から平成23年度64人に20人削減し、集中改革プランの削減目標値10人を大きく上回る削減を行うことができました。

平成24年度策定の大和村定員管理適正化計画(以下、定員管理計画という。)では、5ヵ年で64人から65人と1人増加しているものの、目標値である75人以内は達成されています。

また平成29年度策定の定員管理計画では、目標値を70人以内としており、当該期間においては69人以内を維持し目標値は達成しているものの、平成28年度と比較し4人増加してします。

本村においては、集中改革プランをはじめ、定員管理計画に基づきながら、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応し、地域の実情にあわせた行政サービスを提供するため、増大する行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、人員配置に努めてきました。

今後も、デジタル社会への対応をはじめ、行政の需要の増加が見込まれる中、定年延長という新たな制度にも対応していかなければなりません。

これらを踏まえ、職員の定員管理については、今まで以上に、より効率的、効果的にできる限り「最小の経費で最大の効果」の実現に向け、職員数の適正化を図るため、定員管理計画を策定するものです。

2 職員数の現状

(1) 部門別職員数（各年4月1日）

部 門		区 分	職 員 数 (人)												
			平14	平19	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令1	令2	令3	
普 通 会 計	福祉関係を 除く一般行政	議 会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		総 務	17	13	11	12	14	15	14	14	15	15	15	16	
		税 務	3	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		労 働													
		農林水産	11	12	9	10	7	6	8	9	9	9	8	9	
		商 工			2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	
		土 木	7	5	4	4	5	5	5	5	5	4	4	5	
		小 計	40	38	30	32	32	32	33	34	35	34	34	36	
	福祉関係	民 生	8	7	7	9	8	8	7	7	8	10	10	10	
		衛 生	6	6	5	5	5	5	5	6	6	5	5	5	
		小 計	14	13	12	14	13	13	12	13	14	15	15	15	
	一般行政部門計		54	51	42	46	45	45	45	47	49	49	49	51	
	教 育		11	8	7	8	8	6	7	7	7	7	6	6	
消 防															
普通会計計		65	59	49	54	53	51	52	54	56	56	55	57		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	5	4	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3		
	水 道	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	下 水 道														
	交 通														
	そ の 他	19	17	11	10	10	10	10	11	9	9	8	8		
	公営企業等会計部門計		25	22	15	14	14	14	13	15	13	13	12	12	
総合計		90	81	64	68	67	65	65	69	69	69	67	69		

※ 職員数は、国の定員管理調査に基づくもので一部事務組合等へ派遣した職員の一部を含み、また平成26年度まで教育長も含んでいます。

職員数は、平成14年4月1日から令和3年4月1日までの20年間で21人減員しています。

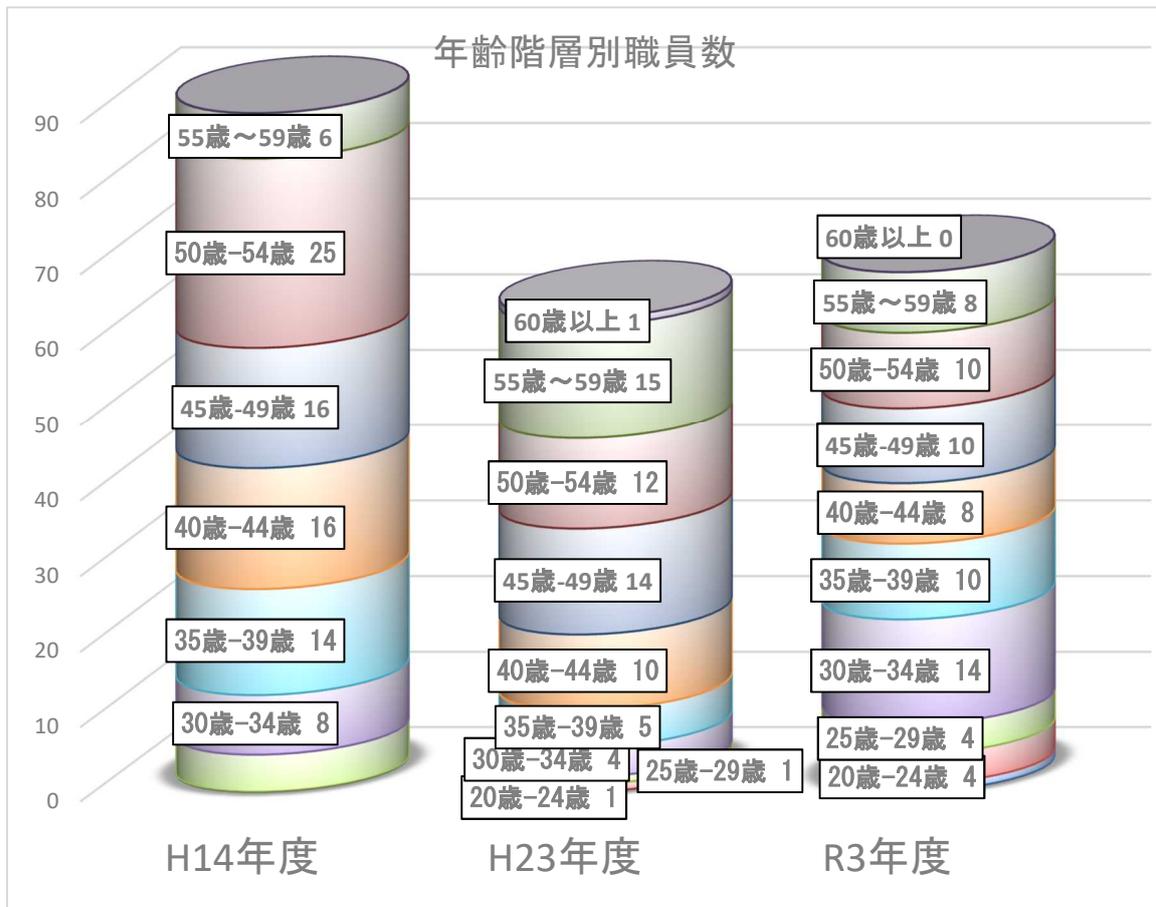
部門別では、一般行政部門で3人減、教育部門で5人減、公営企業部門で13人の減となっています。

なお、この20年間の採用者は70名、退職者は、97名となっています。

(2) 年齢別職員数（職員数は、各年4月1日）

区分	H14年度		H23年度		R3年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
19歳未満	0	0%	0	0%	1	1%
20歳-24歳	0	0%	1	2%	4	6%
25歳-29歳	5	6%	1	2%	4	6%
30歳-34歳	8	9%	4	6%	14	20%
35歳-39歳	14	16%	5	8%	10	14%
40歳-44歳	16	18%	10	16%	8	12%
45歳-49歳	16	18%	14	22%	10	14%
50歳-54歳	25	28%	12	19%	10	14%
55歳-59歳	6	7%	15	24%	8	12%
60歳以上	0	0%	1	2%	0	0%
合計	90	100%	63	100%	69	100%

※一般職員（医師・再任用職員を含む）のみ。



かつて年齢別の職員数は、平成 22 年度まで定期的な採用試験を実施していなかったこともあり、40 歳以上の職員が全体の約 7 割を占め、40 歳以下の若手職員が少なく、職員の平均年齢も県内上位でした。

平成 23 年度以降は、毎年職員を採用しているため、職員の新陳代謝が図られ、現在では年齢別の均衡が改善されつつあります。

(3) 類似団体との比較

類似団体別職員数の状況（大部門以上定員管理診断）

令和 3 年 4 月 1 日現在

大 部 門	職員数の増減		単純値及び修正値により算出した職員数との比較					
	現 在 職員数	増 減	単純値 による比較			修正値 による比較		
			単純値	超過数	超過率	修正値	超過数	超過率
			住基人口 × 10,000			住基人口 × 10,000		
C	C-B	D	E(B-D)	E/B×100	F	G(B-F)	G/B×100	
	人	人	人	人	%	人	人	%
議 会	2		1	1	50.0	1	1	50.0
総務・企画	16	1	11	4	26.7	13	2	13.3
税 務	2		2		0.0	2		0.0
民 生	10		7	3	30.0	6	4	40.0
衛 生	5		4	1	20.0	9	▲ 4	▲ 80.0
労 働								
農 林 水 産	9	1	3	5	62.5	4	4	50.0
商 工	2	▲ 1	2	1	33.3	3		0.0
土 木	5	1	3	1	25.0	5	▲ 1	▲ 25.0
一 般 行 政 計	51	2	32	17	34.7	43	6	12.2
教 育	6		5	1	16.7	5	1	16.7
消 防			1	▲ 1				
普 通 会 計 計	57	2	38	17	30.9	48	7	12.7

※本村の類似団体の類型は、町村 I - 2

(人口 5 千万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次 80%以上かつⅢ次 60%以上の団体)

地方公共団体が自主的に適正な定員管理を推進するための指標として、総務省から、類似団体別職員数と定員回帰指標が示されています。

市町村の機能に応じて、指定都市、中核市、特例市、一般紙、特別区、町村に区分し、さらに人口の規模と産業構造に応じてグループ（類似団体）に分け、各部門別の職員数の平均を示したものです。

類似団体別職員数とは、人口1万人当たりの職員数の類似団体各市の平均をもとに普通会計部門（一般行政部門と特別行政部門をあわせた部門）の職員数を加重平均により算出し、指標としたものです。

指標には、部門ごとに同じ類型の全団体の単純な平均値（単純値）を求める方法と部門ごとに職員を配置している団体だけでの平均値（修正値）を用いる方法があります。

本村の普通会計職員数57人は、類似団体（I-2）の普通会計職員数平均48人と比較して7人超過しています。

部門ごとでは、総務・企画部門に次いで、民生部門が多く、これは「福祉の充実」を目指す本村の地域特性ともいえます。

3 定員管理適正化計画の内容

（1） 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和9年度までの5ヵ年間とします。

（2） 基本方針

新たな定員管理計画の策定にあたっては、新たな行政課題にも対応でき、将来にわたって安定した行政サービスを継続して提供していくために必要な職員数を確保することを基本とし、職員個々の能力や組織力を最大限に発揮できるような体制を目指していくこととします。

（3） 適正化方法

- ① 将来の職員構成を見据えた採用
- ② 民間活力の活用
- ③ 組織の見直し
- ④ 事務処理の効率化
- ⑤ 再任用職員・事務補助員等の活用

（4） 目標値

目標値については、平成17年度に策定した集中改革プラン及び平成24年策定の定員管理計画では、職員数を75人以内としており、平成29年策定の定員管理計画では、70人以内を目標値としていました。

近年人口減少が本格化し、少子高齢化が進む中、将来の財政負担を抑えながら、今後も事務等の見直しや改善を実施し、より効果的で効

率的な行政運営に努め、安定的な行政サービスを提供していくため、社会情勢の変化に対応していくよう、必要人数と考えられる75人以内を目標にします。

ただし、一部事務組合等への出向や派遣により、多少の増減があるものとします。